

長野市監査委員告示第9号

地方自治法第199条第14項及び第252条の38第6項に基づき、長野市長、長野市教育委員会及び長野市選挙管理委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和6年8月1日

長野市監査委員	下	平	嗣
同	川	上	馨
同	若	林	祥
同	市	川	和彦

措置の通知書

令和5年度 定期監査（5監査第119号）分

(長野市長分)

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項) 1 収入事務について (報告書4ページ)</p> <p>(1) 徴収事務を適正に行うべきもの 行政財産使用料（中御所駐車場・ゆめりあ第1）について、納期限を記載せずに納入通知書を交付していた。 地方自治法施行令に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>(市街地整備課)</p>	<p>今回の指摘事項を担当者間で共有し、令和6年4月1日以降分から、チェック体制を強化し改善を図った。</p> <p>(市街地整備課)</p>
<p>2 財産管理について (報告書4～5ページ)</p> <p>(1) 施設の使用等許可事務を適正に行うべきもの ア 本市が指定管理者として管理する県営野球場の利用について、利用許可書を交付せずに利用させていた事例が散見された。 長野県運動公園規則に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>(スポーツ課)</p> <p>イ 鍋屋田駐車場の看板掲示場所使用について、貸付期間開始日より後に普通財産貸付申請書を受理し、貸付承諾書を交付していた。また、普通財産貸付けの際に必要な管財課への合議を行っていなかった。 市財務規則に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>(市街地整備課)</p>	<p>長野県運動公園規則に基づき、施設使用前に利用許可書を交付するよう、委託業者と手順を確認し、徹底するよう指導することで改善を図った。</p> <p>(スポーツ課)</p> <p>令和6年4月1日以降分から、申請者に対して事前申請の徹底を依頼するとともに、指摘事項を担当者間で共有しチェック体制を強化することで改善を図った。</p> <p>(市街地整備課)</p>
<p>3 物品管理について (報告書5ページ)</p> <p>(1) 郵便切手等の管理を適正に行うべきもの ア 文書情報管理室払出の郵便切手について、団体事務で使用していた。 平成27年2月6日付け庶務課長名「情報管理室における郵便切手の払い出しについて（通知）」に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>(観光振興課)</p>	<p>団体予算から郵便切手を購入し、文書情報管理室払出に戻入した。</p> <p>以降、団体事務予算から適切に購入するように周知徹底し、改善を図った。</p> <p>(観光振興課)</p>

措置の通知書

令和5年度 定期監査（5監査第119号）分

(長野市長分)

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>4 団体事務について (報告書5ページ)</p> <p>(1) 団体の出納事務を適正に行うべきもの</p> <p>ア 決裁がなく支出が行われた事例が散見された。 適正な事務処理を行わみたい。 (交通政策課) (森林いのしか対策課) (消防局総務課)</p>	<p>職員に対して、改めて適正な事務処理が行われるよう注意喚起し、徹底した。 (交通政策課)</p> <p>改めて、職員に対し適正な出納事務及び決裁処理の指導並びに複数職員による確認を周知徹底した。 (森林いのしか対策課)</p> <p>決裁権者の決裁（押印）が完了しているか確認を徹底するよう周知した。また、複数の起案文書を同時に回議する場合は、決裁漏れを防ぐため決裁欄が重ならないよう回議することで改善を図った。 (消防局総務課)</p>
<p>イ 職員による立替払が散見された。 適正な事務処理を行わみたい。 (交通政策課) (観光振興課)</p>	<p>職員に対して、改めて適正な出納事務処理の確認及び立替払をしないよう注意喚起し、徹底した。 (交通政策課)</p> <p>市の会計に準じ、購入前に購入同等の手続を踏み立替払をせず、適正な事務処理を行うことを周知徹底し、改善を図った。 (観光振興課)</p>
<p>ウ 令和4年度から令和5年度への繰越金について、収入伺の金額に記載誤りがあった。 適正な事務処理を行わみたい。 (農業政策課)</p>	<p>適正かつ正確な事務処理及び複数職員での確認について、改めて周知徹底した。 (農業政策課)</p>

措置の通知書

令和5年度 定期監査(5監査第119号)分

(長野市教育委員会分)

指摘事項及び意見	措置(改善)状況
<p>(指摘事項) 1 収入事務について (報告書4ページ)</p> <p>(2) 調定事務を適正に行うべきもの 教職員住宅貸付料の歳入調定決議書について、決裁がなく納入通知書を交付していた。 市教育委員会事務局処務規程に基づき、適正な事務処理を行われたい。 (教育委員会総務課)</p> <p>(指摘事項) 2 財産管理について (報告書5ページ)</p> <p>(1) 施設の使用等許可事務を適正に行うべきもの ウ 三輪公民館の敷地内にある街路灯について、行政財産使用許可申請を受けずに使用させていた。また、使用料減免の申請を受けずに無料で使用させていた。 市市有財産条例及び市財務規則に基づき、適正な事務処理を行われたい。 (三輪公民館)</p>	<p>押印決裁での押印漏れを防止するため、教職員住宅貸付料の歳入調定決議書及び類似の業務は、令和5年12月から押印決裁ではなく電子決裁とするよう改めた。 また、押印決裁による文書については、押印漏れがないか複数の職員での確認を徹底するよう周知した。 (教育委員会総務課)</p> <p>令和5年9月7日に家庭・地域学びの課担当者とともに相手方と協議し、行政財産使用許可及び減免申請を受けた。 (三輪公民館)</p>

措置の通知書

令和5年度 定期監査（中期・後期）（5監査第 119号）分

（選挙管理委員会分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項) 3 物品管理について (報告書5ページ)</p> <p>(1) 郵便切手等の管理を適正に行うべきもの 郵便切手の在庫と通信費受払簿が一致していなかった。 郵便切手は金券であり、適正に管理されたい。 (選挙管理委員会事務局)</p>	<p>郵便切手等は通信費受払簿を作成し管理しているが、切手を使用する際に、受払簿への記載誤りがあったことが、指摘事項の原因であった。 切手が金券の一種であることを改めて認識し受払簿への適正な記載について、局内で周知徹底した。</p> <p>(選挙管理委員会事務局)</p>